

弘前市総合計画審議会運営規則

平成26年3月20日
弘前市規則第6号

改正 平成27年3月31日弘前市規則第14号 平成30年9月28日弘前市規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例(平成26年弘前市条例第2号)第5条の規定に基づき、弘前市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に審議会の会長及び会長があらかじめ指名する委員の職にある者は、それぞれこの規則の施行の日に、第3条第1項に定める審議会の会長及び同条第3項に定める会長があらかじめ指名する委員として定められたものとみなす。

附 則(平成27年3月31日弘前市規則第14号)

この規則は、弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成27年弘前市条例第1号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

附 則(平成30年9月28日弘前市規則第38号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。